

国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第八十二条の二第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年十二月十七日

国家公安委員会委員長 岡部 功

第3章第2節1(2)中「通らなければなりません。また、道路工事などの場合を除き」を削り、「通行しなければなりません。」の次に「ただし、標識（付表3(1)32、32の2、33、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。」を加える。

第4章注5中「50cc以下又は定格出力0.60キロワット」を「については50cc以下、定格出力については0.60キロワット」に改める。

第5章第2節2(2)中「33」の次に「、33の2」を加える。

第5章第2節6(2)中「ただし、」の次に「標識（付表3(1)33、33の2）や標示（付表3(2)15）によつて」

を加える。

第7章の各節以外の部分中「総排気量125cc以下の普通自動二輪車」を「小型二輪車（注7）」に、「けん引」を「^{けん}牽引」に改める。

第7章第2節5の次に次のように加える。

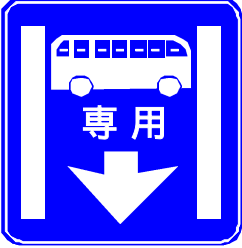
注7 小型二輪車……総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を
有する普通自動二輪車

用語のまとめ注5中「50cc以下又は定格出力0.60キロワット」を「については50cc以下、定格出力については0.60キロワット」に改める。


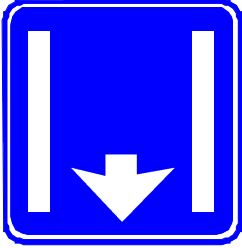
用語のまとめ中注6の次に次のように加える。

注7 小型二輪車……総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を
有する普通自動二輪車


付表 3 (1)ア中

<p>専用通行帯</p> 	33	標示板に表示された車の専用通行帯の指定	文字、記号と縁は白 地は青
--	----	---------------------	------------------

を

<p>専用通行帯</p>  	33	標示板に表示された車の専用通行帯の指定	文字、記号と縁は白 地は青
--	----	---------------------	------------------

に改める。

<p>普通自転車専用通行帯</p> 	<p>33の2</p>	<p>普通自転車の専用の通行帯の指定</p>	<p>同 上</p>
---	-------------	------------------------	------------

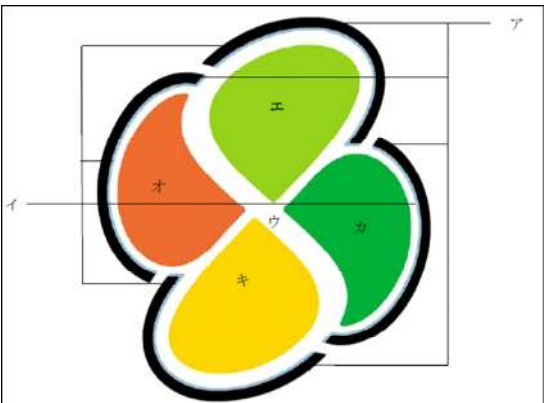
」

付表4 二輪の項の次に次のように加える。

<p>小 二 輪</p>	<p>小型二輪車（総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）及び原動機付自転車</p>
--------------	---

付表 5 (2)を次のように改める。

(2) 高齢運転者標識

	<p>アの部分は黒、イの部分は水、ウの部分は白、エの部分は黄緑、オの部分は橙、カの部分^{とう}は緑、キの部分は黄、エ、オ、カ及びキの部分は反射材</p>
---	---

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、付表 5 の改正規定は、平成三十三年一月一日から施行する。